Ⅱ　Ｑ＆Ａ（抜粋）

５　各事業年度終了後の報告

（問 39）認定ＮＰＯ法人（認定の有効期間が終了したＮＰＯ法人を含みます。）は、各事業年度終了後にどのような書類を国税当局に提出する必要があるのでしょうか。

（答）　認定ＮＰＯ法人（認定の有効期間が終了したＮＰＯ法人を含みます。）は、認定の有効期間内の日を含む各事業年度終了の日の翌日から３月以内に次に掲げる書類を、主たる事務所の所在地（その法人に納税地がある場合には納税地）の所轄税務署長を経由して、国税庁長官に提出する必要があります（措令 39 の 23⑫、措規 22 の 12 ㉖）。

①　役員の報酬又は従業員の給与の支給に関する規程

（注）　既に提出している場合であって、その内容に変更がないときには、その旨を記載した書類を提出してください。

②　収入金額の源泉別の明細、借入金の明細その他の資金に関する事項を記載した書類

③　資産の譲渡等に係る事業の料金、条件その他その内容に関する事項を記載した書類

④　次に掲げる取引に係る取引先、取引金額その他その内容に関する事項を記載した書類

イ　収入の生ずる取引及び支出の生ずる取引のそれぞれについて、取引金額の最も多いものから順次その順位を付した場合におけるそれぞれ第１順位から第５順位までの取引

ロ　役員等及びこれらの者と特殊の関係のある者との取引

（注）　ここにいう「役員等と特殊の関係のある者」とは次に掲げる者をいいます（措規 22 の 12⑬⑲）。

１　役員、従業員、社員若しくは寄附者又はこれらの者と親族関係を有する者（次の２において「役員等」といいます。）と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者

２　役員等の使用人及び使用人以外の者で役員等から受ける金銭その他の財産によって生計を維持しているもの

３　１又は２に掲げる者と親族関係を有する者でこれらの者と生計を一にしているもの

⑤　寄附者（役員、役員と親族関係を有する者又は役員と特殊の関係のある者で、当該法人に対する寄附金の額の事業年度中の合計額が 20 万円以上であるものに限ります。）の氏名並びにその寄附金の額及び受領年月日を記載した書類

⑥　給与を得た従業員の総数及びそれらの従業員に対する給与の総額に関する事項を記載した書類

⑦　支出した寄附金の額並びにその相手先及び支出年月日を記載した書類

⑧　海外への送金又は金銭の持出しを行った場合（その金額が 200 万円以下の場合に限ります。）におけるその金額及び使途並びにその実施日を記載した書類

⑨　施行令第 39 条の 23 第１項第３号、第４号イ、ロ、ホ及びヘ第５号並びに第７号に掲げる要件を満たしている旨を説明する資料

（注）　要件の詳細については、「Ⅰ　制度の概要」の「３　認定を受けるための要件」を参照してください。

（参考）

「特定非営利活動促進法の一部を改正する法律」（平成 23 年法律第 70 号、平成 23 年６月 22 日公布）が平成 24 年４月１日から施行されますが、同年３月 31 日までに所轄税務署長を経由し国税庁長官に認定の申請をし国税庁長官の認定を受けたＮＰＯ法人及び同年３月 31 日時点において認定の有効期間内の認定ＮＰＯ法人については、同年４月１日以後も認定の有効期間内の日を含む各事業年度終了の日の翌日から３月以内に、上記①～⑨の書類を所轄税務署長を経由し国税庁長官に提出しなければなりません（問 41 の取扱いも同様です。）。

（問 40）所轄庁に提出した事業報告書などについても、各事業年度終了後の報告書類として、国税当局に提出しなければなりませんか。

（答）　認定ＮＰＯ法人が所轄庁に提出した次の書類は、国税庁長官が所轄庁からその写しの提出を受けるものであるため、各事業年度終了後の報告書類として国税当局に提出する必要はありません（措令 39 の 23⑬）。

なお、これらの書類をＮＰＯ法の規定に基づき所轄庁に提出しなかった場合、認定の取消事由に該当することとなります（措令 39 の 23⑨四）。

書　類　名	
事業報告書等（ＮＰＯ法 29①）	事業報告書
	財産目録
	貸借対照表
	収支計算書
役員名簿等（ＮＰＯ法 29①）	役員名簿（前事業年度において役員であったことがある者全員の氏名及び住所又は居所並びにこれらの者についての前事業年度における報酬の有無を記載した名簿をいいます。）
	社員のうち 10 人以上の者の氏名（法人にあっては、その名称及び代表者の氏名）及び住所又は居所を記載した書面
定款等（ＮＰＯ法 29①）（記載事項に変更があったものに限ります。）	定款
	認証に関する書類の写し
	登記に関する書類の写し

（問 41）事業年度終了後の報告のほかに、認定ＮＰＯ法人が国税当局に提出しなければならない書類はありますか。

（答）　次のような場合に、それぞれ次に掲げる書類を主たる事務所の所在地（その法人に納税地がある場合には納税地）の所轄税務署長を経由して、国税庁長官へ提出する必要があります（措令 39 の 23①四ホ、へ）。

	提出時期	提出書類
助成金の支給を行った場合	事後遅滞なく	助成の実績を記載した書類
海外への送金又は金銭の持出し（その金額が 200 万円以下のものを除きます。）を行う場合	事　前	金額及び使途並びにその予定日を記載した書類
	（注）　災害に対する援助その他緊急を要する場合で事前の提出が困難な場合は、事後遅滞なく、金額及び使途並びに実施日を記載した書類	

そのほか、名称変更した場合など一定の場合（問 55 を参照してください。）に該当するときは、主たる事務所の所在地（その法人に納税地がある場合には納税地）の所轄税務署長を経由して国税庁長官に変更の届出をする必要があります（措令 39 の 23⑮、措規 22 の 12 ㉘）。

（問 42）海外送金又は海外への金銭の持出しを行う場合には、いかなる場合においても事前に必要な事項を記載した書類を国税当局に提出する必要があるのでしょうか。例えば、外国において特定非営利活動を行うために必要となる滞在費や交通費に充てるために持参する金銭についても対象となるのですか。

（答）　この要件については、すべての海外送金又は金銭の持出しが該当することになりますので、外国での滞在費や交通費に充てるために持参する金銭についても、必要な事項を記載した書類を主たる事務所の所在地（その法人に納税地がある場合には納税地）の所轄税務署長を経由して、国税庁長官へ提出する必要があります。

提出時期については、海外送金又は海外へ持ち出す金額が、200 万円超の場合には事前に（災害に対する援助その他緊急を要する場合で事前の提出が困難な場合は事後遅滞なく）、200 万円以下の場合には事業年度終了の日の翌日から３か月以内に事業報告書等とともに、提出することとされています（措令 39 の 23①四へ、措規 22 の 12㉑七、㉖）。

６　情報公開

（問 43）認定ＮＰＯ法人において閲覧の対象となる書類には、どのようなものがありますか。

（答）　認定ＮＰＯ法人において閲覧の対象となる書類は、次のとおりです（措令 39 の 23①五、措規 22 の 12㉑㉓）。

役員報酬又は従業員給与の支給に関する規程	支出した寄附金の額並びにその相手先及び支出年月日を記載した書類
助成金の支給に関して国税庁に提出した書類の写し	
海外への送金等（その金額が 200 万円以下のものを除きます。）に関して国税庁に提出した書類の写し	海外への送金又は金銭の持出しを行った場合（その金額が 200 万円以下の場合に限ります。）におけるその金額及び使途並びにその実施日を記載した書類
収入金額の源泉別の明細、借入金の明細その他の資金に関する事項を記載した書類	
資産の譲渡等に係る事業の料金、条件その他その内容に関する事項を記載した書類	寄附金を充当する予定の具体的な事業の内容を記載した書類
次に掲げる取引に係る取引先、取引金額その他その内容に関する事項を記載した書類 イ　収入の生ずる取引及び支出の生ずる取引のそれぞれについて、取引金額の最も多いものから順次その順位を付した場合におけるそれぞれ第１順位から第５順位までの取引 ロ　役員等及びこれらの者と特殊の関係のある者との取引	事業報告書
	財産目録
	貸借対照表
	収支計算書
	役員名簿
寄附者（役員、役員と親族関係を有する者又は役員と特殊の関係のある者で、当該法人に対する寄附金の額の事業年度中の合計額が 20 万円以上であるものに限ります。）の氏名並びにその寄附金の額及び受領年月日を記載した書類	社員のうち 10 人以上の者の氏名等を記載した書面
	定款
	認証に関する書類の写し
給与を得た従業員の総数及びそれらの従業員に対する給与の総額に関する事項を記載した書類	登記に関する書類の写し

※１　平成 18 年４月１日から平成 20 年３月 31 日までの間の書類については、

①　寄附者に関する事項については、寄附者（その寄附金の額の事業年度中（事業年度の定めがない場合には年間）の合計額が 20 万円以上である役員若しくは社員又はこれらの親族等に限ります。）の氏名又は名称並びにその寄附金の額及び受領年月日を記載した書類

②　報酬又は給与を得た役員又は従業員については、役員又は従業員（社員である者又は役員若しくは社員の親族等である者に限ります。）の氏名及びその金額に関する事項を記載した書類

が閲覧の対象となります。

２　平成 20 年４月１日から平成 22 年３月 31 日までの間の書類については、報酬又は給与を得た役員又は従業員（役員と親族関係を有する者又は役員と特殊の関係のある者に限ります。）の氏名及びその金額に関する事項を記載した書類が閲覧の対象となります

３　平成 20 年４月 30 日から平成 22 年３月 31 日までの間の書類については、
①　各社員の親族割合のうち最も高いものを記載した書類
②　各社員の特定法人等割合のうち最も高いものを記載した書類
が閲覧の対象となります。

（問 44）国税当局での閲覧は、どこで、いつからできるのでしょうか。

（答）　認定ＮＰＯ法人の主たる事務所の所在地（その法人に納税地がある場合には納税地）の所轄税務署において閲覧を行うことができます（措令 39 の 23⑭、措規 22 の 12 ㉗）。

また、閲覧対象となる書類は認定を受けたＮＰＯ法人の認定申請書や国税庁長官が所轄庁から提出を受けた事業報告書等となりますので、ＮＰＯ法人が認定ＮＰＯ法人としての認定を受けた日以降において閲覧が可能となります（詳細については、「Ｉ　制度の概要」の「６情報公開」を参照してください。）。

なお、認定ＮＰＯ法人の事業報告書（ＮＰＯ法人又は所轄庁から国税当局に提出されたものに限ります。）については、国税庁ホームページの「認定ＮＰＯ法人名簿」で確認できます。

（問 45）国税当局において閲覧の対象となる書類には、どのようなものがありますか。

（答）　国税当局（認定ＮＰＯ法人の主たる事務所の所在地（その法人に納税地がある場合には納税地）の所轄税務署）において閲覧できる書類は、次のとおりです（措令 39 の 23⑭、措規 22 の 12 の㉗）。

①　認定ＮＰＯ法人が提出した認定申請書及びその添付書類
②　各事業年度終了後に認定ＮＰＯ法人から提出された租税特別措置法施行令第 39 条の 23 第１項第５号ニに定める事項を記載した書類等
③　所轄庁から提出を受けた事業報告書等の写し及び所轄庁証明書
④　助成金の支給及び 200 万円超の海外送金等を行った場合に、認定ＮＰＯ法人から提出された書類（問 41 及び 42 を参照してください。）

７　認定の取消し等

（問 46）どのような場合に認定は取り消されますか。

（答）　次の場合に認定は取り消されます（措法 66 の 11 の２⑤、措令 39 の 23⑨）。

①　認定ＮＰＯ法人が租税特別措置法施行令第 39 条の 23 第１項第３号、第４号イ、ロ、ホ及びヘ、第５号並びに第７号に掲げる要件を満たさないこととなったと認められる場合
②　認定ＮＰＯ法人が、認定時において認定を受けるための要件を満たしていなかったこと又は当該認定ＮＰＯ法人が提出した認定申請書（その添付書類を含みます）に虚偽の記載があったことが認定後において判明した場合
③　次に掲げる書類に虚偽の記載があった場合
イ　各事業年度終了後に認定ＮＰＯ法人から提出された報告書類（問 40 を参照してください。）
ロ　助成金の支給を行った場合及び 200 万円超の海外送金等を行う場合に、認定ＮＰＯ法人から提出された書類（問 41 及び 42 を参照してください。）

ハ　認定ＮＰＯ法人において閲覧の対象となる書類（問 43 を参照してください。）

④　認定の有効期間内の日を含む各事業年度の寄附者名簿を各事業年度終了の日の翌日以後３か月を経過する日から５年間その主たる事務所の所在地に保存していなかった場合

⑤　ＮＰＯ法第 29 条第１項に規定する事業報告書などについて、所轄庁への提出をしなかった場合

（問 47）事業年度の中途で役員の親族割合要件を満たさなくなった場合、直ちに認定取消しとなるのでしょうか。

（答）　租税特別措置法施行令第 39 条の 23 第１項第３号イの要件は、各役員につき、役員の総数のうちに役員並びにその親族関係を有する者等の数の占める割合が３分の１以下でなければならないという要件であり、この要件を満たさなくなったと認められる場合も認定の取消しの対象とされています（この要件の詳細については、「Ｉ　制度の概要」の「３　認定を受けるための要件」を参照してください。）。

ただし、その認定ＮＰＯ法人の責めに帰することができない事由によりこの要件を満たさないこととなった場合で、その後遅滞なくこの要件を満たしていると認められるときには、この要件を継続して満たしているものとみなすこととされています（措規 22 の 12⑯）。

例えば、役員の方が急に亡くなられたことによって、この要件を満たさなくなった場合に、速やかに後任を決定し、再び要件を満たすこととなったときなどがこれに該当します。

（問 48）認定ＮＰＯ法人が合併した場合、認定は取り消されるのでしょうか。

（答）　認定を受けているＮＰＯ法人と認定を受けていないＮＰＯ法人とが合併し、認定を受けているＮＰＯ法人が存続する場合には、引き続きそのＮＰＯ法人は認定ＮＰＯ法人となります。

また、認定を受けていないＮＰＯ法人が存続する場合又は合併により新たにＮＰＯ法人を設立する場合であっても、合併後存続する認定を受けていないＮＰＯ法人又は合併によって設立したＮＰＯ法人は、認定を受けていたＮＰＯ法人の認定に係る権利、義務を承継します（ＮＰＯ法 38）。

したがって、認定ＮＰＯ法人が合併に参加した場合には、合併後存続するＮＰＯ法人又は合併により設立したＮＰＯ法人は、いずれも認定ＮＰＯ法人となります。

この場合において、合併後存続する法人又は合併により設立された法人は、合併に参加した各ＮＰＯ法人のうち認定を受けていない法人の合併前の期間において認定の取消しを受ける場合（問 46 を参照してください。）に該当しない旨の説明その他参考となるべき事項を記載した書類を主たる事務所の所在地（その法人に納税地がある場合には納税地）の所轄税務署長を経由して国税庁長官に提出しなければなりません（措規 22 の 12㉞）。

（注）　この場合の取扱いの詳細については、「Ｉ　制度の概要」の「８　認定の取消し等」を参照してください。

（問 50）認定が取り消された場合の取戻し課税について教えてください。

（答） 認定ＮＰＯ法人の認定が取り消された場合に、その取消しの基因となった事実が生じた日を含む事業年度以後の各事業年度のみなし寄附金の額(注)のうち、所得の金額の計算上損金の額に算入された金額に相当する金額の合計額を、その法人のその取消しの日を含む事業年度の収益事業から生じた収益の額とみなし、その事業年度の所得の金額の計算上、益金の額に算入する制度をいいます（措法 66 の 11 の２⑨⑩⑪）。

この制度は、平成 23 年６月 30 日以後に認定を取り消されたＮＰＯ法人の、平成 23 年６月 30 日以後に開始する事業年度において損金の額に算入したみなし寄附金の額について適用されます。

（注） みなし寄附金の額とは、収益事業に属する資産のうちから収益事業以外の事業のために支出した金額をいいます（23 頁を参照してください。） 。

【概要図】

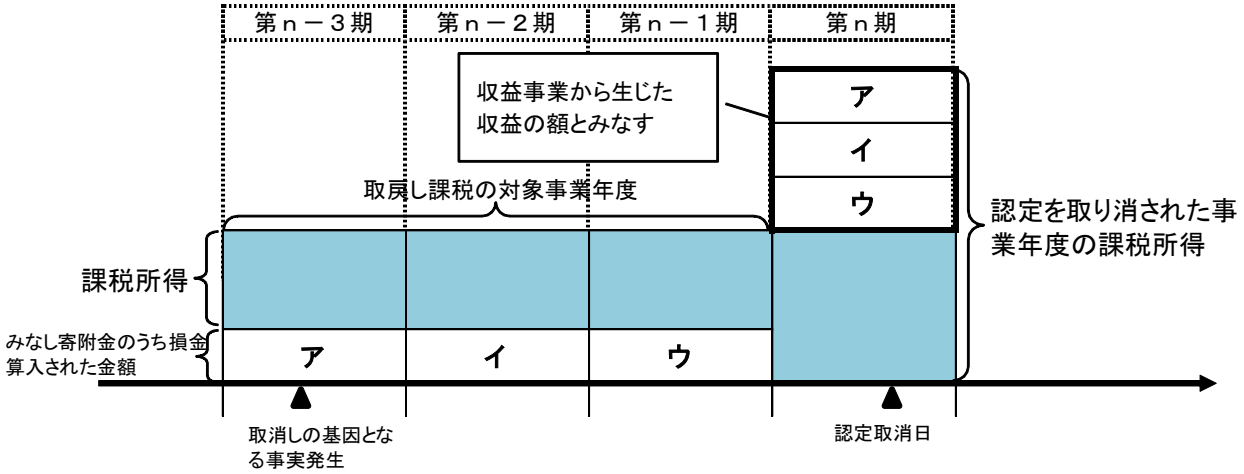

９ その他

（問 55）認定ＮＰＯ法人が名称変更した場合や主たる事務所が移転した場合には、届出が必要となりますか。

（答） ＮＰＯ法人を認定した場合には、そのＮＰＯ法人の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名並びに認定の有効期間を官報に掲載して公示することとされています（問 54 を参照してください。）。

認定ＮＰＯ法人は、この公示された事項について変更があった場合、所轄庁から定款の変更の認証を受けた場合、所轄庁から合併の認証を受けた場合、解散した場合（合併により解散した場合を除きます。）、及びその他その認定ＮＰＯ法人に関し重要な変更があった場合には、その旨を記載した届出書（添付書類を含みます。）を主たる事務所の所在地（その法人に納税地がある場合には納税地）の所轄税務署長を経由して国税庁長官に提出する必要があります（措令 39 の 23⑮⑯、措規 22 の 12 ㉘）。

（問 56）認定ＮＰＯ法人が寄附者に対して発行する領収書には、形式の定めはありますか。

（答）　認定ＮＰＯ法人が発行する領収書は、特に形式は問いませんが、法令上、「……認定特定非営利活動法人の行う特定非営利活動に係る事業に関連する寄附金である旨の当該認定特定非営利活動法人が証する書類」とされていることから、認定ＮＰＯ法人の名称、所在地、認定番号、認定年月日、受領した寄附金の額及び受領年月日並びにどのような特定非営利活動に係る事業に関連する寄附金であるのかが記載されている必要があります（措規 22 の 12㊴）。

（注）　認定ＮＰＯ法人が行う東日本大震災の被災者支援活動に特に必要な費用に充てるために募集する寄附金（その募集に際し、所轄国税局長の確認を受けたものに限ります。）に係る受領書については、そのひな型が明示されております（250 頁を参照してください。）。詳しくは、国税庁ホームページの「東日本大震災の被災者支援を行う認定ＮＰＯ法人の方へ」でご確認ください。